

平成30年度第2回
大阪市都市計画審議会
会議録

日 時 平成30年12月10日（月）
午前10時00分
場 所 大阪市役所本庁舎 屋上（P1）階
共通会議室

平成30年度第2回大阪市都市計画審議会会議録

- 日 時 平成30年12月10日（月） 午前10時00分開会
- 場 所 大阪市役所本庁舎 屋上（P1）階 共通会議室
- 議 題 議第230号 「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」
議第231号 「大阪都市計画ごみ焼却場の変更について」
議第232号 「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」
議第233号 「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」
- 報告案件 ・生産緑地法改正に伴う生産緑地地区の規模に関する条例制定について
・大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について
「東部大阪都市計画道路の変更について」
（9・7・223-1号 大阪モノレール専用道）
「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」
（223-2号 大阪モノレール）
- 出席委員 26名（欠は出席者）
- | | | | |
|---------|---------|-----|-------|
| 会 長 | 澤木 昌典 | 委 員 | 竹下 隆 |
| 会長職務代理者 | 欠 加我 宏之 | | 徳田 勝 |
| 委 員 | 井上 典子 | | 宮脇 希 |
| | 宇都宮 浄人 | | 守島 正 |
| | 欠 浦西 秀司 | | 岡崎 太 |
| | 岡井 有佳 | | 大橋 一隆 |
| | 黒坂 則子 | | 山本 長助 |
| | 佐藤 由美 | | 床田 正勝 |
| | 島田 洋子 | | 福田 武洋 |
| | 上善 恒雄 | | 高野 伸生 |
| | 高岡 伸一 | | 島田 まり |
| | 中嶋 節子 | | 高山 仁 |

	松島 格也	前田 修身
欠	松中 亮治	小川 陽太
	吉田 長裕	
○臨時委員 1名	外山 久（議第230号）	

開会 午前10時00分

○幹事（西江） それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成30年度第2回大阪
市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、また本日大変お寒いところをお集まりいた
だきまして、誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております大阪市都市計画局都市計画課長の西江ござい
ます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申し上げます。携帯電話は電源をお切りいた
るか、マナーモードに設定していただきまして、審議の妨げにならないようご協力をお
願いいたします。

本日は、臨時委員といたしまして、議第230号に関しまして、大阪市農業専門委員の
外山久様にご出席いただいております。

なお、学識経験者の加我委員、浦西委員及び松中委員におかれましては、本日も欠席
とのご連絡をいただいております。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に「会議次第」、「委員名簿」。次に、本日も審議いただきます予定の議案
書がございます。まず1冊目、議第230号「大阪都市計画生産緑地地区の変更につ
いて」。次に、2冊目といたしまして、議第231号「大阪都市計画ごみ焼却場の変更につ
いて」。次に、3冊目といたしまして、議第232号「産業廃棄物処理施設の用途に供す
る建築物の敷地の位置について」。次に、4冊目といたしまして、議第233号「産業廃
棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」。さらに、報告案件に関す
る資料といたしまして、報告資料「生産緑地法改正に伴う生産緑地地区の規模に関する
条例制定について（報告）」、報告資料「大阪府都市計画審議会における大阪市関連案

件について（報告）」がございます。

以上の8点でございます。お手元でございますでしょうか。ご確認をお願いいたします。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では、議第230号につきましては臨時委員を含めまして30人中27人の委員の方々が、議第231号、議第232号、議第233号につきましては29人中26人の委員の方々がそれぞれご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、澤木会長にお願いしたいと思います。

○澤木会長 皆さん、おはようございます。

それでは、議事に入ります前に本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定によりまして、私のほうからお願いをしたいと思います。本日は、井上委員と徳田委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、会議のほうがり円滑に進行いたしますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長より付議のありました、議第230号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、議第231号「大阪都市計画ごみ焼却場の変更について」、それから特定行政庁による付議案件といたしまして、議第232号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、議第233号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」でございます。

それとは別に、報告案件といたしまして、「生産緑地法改正に伴う生産緑地地区の規模に関する条例制定について」及び「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について」がございます。

それでは、議第230号から審議をまいります。

本議案につきまして幹事から説明を求めます。よろしく申し上げます。

○幹事（寺本） 幹事をしております大阪市都市計画局計画部長の寺本でございます。

それでは、私のほうから議案についてご説明をさせていただきます。

議第230号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明を申し上げます。

表紙に議第230号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有します農地の計画的な保全により、良好な都市環境の形成に資するものでございます。生産緑地法におけます指定の要件といたしましては、環境機能及び多目的保留地機能を有し、面積が一団で500平方メートル以上、かつ営農の継続が可能であることとしてございます。

なお、面積の要件につきましては、生産緑地法の改正を受けまして、本年9月、面積要件を300平方メートル以上とする条例を制定し、平成31年4月1日の施行を予定しております。詳細につきましては、本議案をご審議いただいた後、報告案件としてご説明をさせていただきます。

本市といたしましては、農地等が持ちます緑地機能を都市計画上、積極的に評価いたしまして、優れた緑地機能を有する市街化区域農地等を計画的に保全しようとする旨の都市計画の基本的な考え方に従いまして、生産緑地地区を定めており、現在、約73ヘクタールを指定しておるところでございます。

今回は、議案書3ページにお示ししております計画書の一覧表に記載しておりますように、26地区において変更を行うものでございます。今回の変更に係ります地区の位置や具体の区域につきましては、位置図及び説明図にお示ししておるところでございます。

それでは、主な変更内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、地区の追加につきましては、2地区、面積は約0.12ヘクタールの増となります。説明図(9)住吉区遠里小野二丁目1号及び説明図(19)平野区の瓜破東八丁目1号につきましては、指定の申し出がございまして、生産緑地法に定める指定の要件を満たしますことから、赤色の区域を地区に追加しようとするものでございます。

次に、区域変更の増となるものが6地区、区域変更の減となるものが7地区ございまして、計約0.01ヘクタールの増となります。区域変更の増となるものにつきましては、説明図(3)東淀川区豊里一丁目1号などのように、赤色の区域を地区に追加しようとするものでございます。

また、説明図(4)城東区の天王田1号など3地区につきましては、昨年6月、都市計画運用指針が改正され、同一の街区または隣接する街区に存在する複数の農地等を一団のものとして生産緑地地区を定めることが可能となったことから、指定の申し出がございまして、生産緑地法に定める指定の要件を満たしますことから、地区に追加しようとするものでございます。

区域変更の減となるものにつきましては、説明図（２）東淀川区東部第１工区１号などのように、黄色の区域を地区から一部削除しようとするものでございます。

地区の廃止につきましては、11地区ございまして、計約1.78ヘクタールの減となります。説明図（５）鶴見区の安田一丁目１号など、黄色の区域の地区を廃止しようとするものでございます。これらの区域の削除、廃止は農業従事者の故障等により営農の継続が不可となったものでございます。また、説明図（８）鶴見区焼野二丁目２号につきましては、大阪市茨田焼野町財産区が管理します公共施設焼野墓地の拡張に伴い、区域の削除を行うものでございます。

こうした変更の結果、大阪市の生産緑地地区は、追加する２地区約0.12ヘクタール、区域変更する13地区約2.18ヘクタール、今回変更のない489地区約68.83ヘクタールを合わせまして、合計で504地区約71.13ヘクタールとなります。

案の縦覧につきまして、平成30年10月26日から11月９日までにかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○澤木会長 ありがとうございます。

ただいま、幹事より説明のありました議第230号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。いかがでしょう。

（発言する者なし）

○澤木会長 特にご意見、ご質問なしでよろしいでしょうか。

ご意見、ご質問ないようですので、議第230号について表決をしていきたいと思えます。

議第230号議案につきまして、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○澤木会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、先ほど幹事の説明にもございましたが、報告案件のほうなんですけれども、「生産緑地法改正に伴う生産緑地地区の規模に関する条例制定について」が本件と関連しますので、幹事から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○幹事（西江） それでは、続きまして、生産緑地法改正に伴う生産緑地地区の規模に関する条例制定等につきましてご報告申し上げます。

お手元の報告資料及び前のスクリーンをご覧ください。

先ほど、議第230号でご説明申し上げましたとおり、生産緑地地区の指定要件といたしましては、環境機能及び多目的保留地機能を有し、面積が一団で500平方メートル以上、かつ営農の継続が可能であることとしております。

このたび、それらの指定の要件のうち、規模に関する条例の制定を行いました。

経過についてでございますが、平成27年4月に都市農業振興基本法が施行され、同法に基づき、都市農業振興基本計画が策定されました。その中で、都市農地の位置づけを、これまでの宅地化すべきものから、都市にあるべきものにと大きく転換し、計画的に農地を保全していくこととされました。

これを受けまして、平成29年5月に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、生産緑地法が改正され、500平方メートル以上とされております区域の規模について、条例で300平方メートル以上500平方メートル未満の一定の規模以上の区域とすることが可能となりました。

本市におきましては、平成30年6月に都市農業振興基本法に基づく大阪市都市農業振興基本計画を策定し、その中で、都市農地は都市政策上の都市にあるべきものであり、計画的に農地の保全を誘導することが必要であるとし、そのために生産緑地地区の区域規模を500平方メートルから300平方メートルへ引き下げることを目指しております。

この基本計画に基づきまして、区域の規模を300平方メートル以上とする大阪市生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を定める条例を制定し、平成30年9月28日に公布しました。なお、平成31年4月1日に施行する予定でございます。

また、このたびの法改正で、特定生産緑地制度が創設されました。この制度は、生産緑地地区の農地等利害関係人の同意のもとで特定生産緑地に指定された場合、解除の手続きが可能となる時期が、生産緑地地区の都市計画の告示の日から起算して30年を経過する日から10年延期されるものでございます。また、10年経過後は、改めて農地等利害関係人の同意を得て、繰り返し10年の延長ができることとなります。特定生産緑地の指定にあたりましては、生産緑地法により都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされておりますので、今後、当審議会でご説明させていただく予定です。

生産緑地法改正に伴います生産緑地地区の規模に関する条例制定等についてのご報告は以上でございます。

○澤木会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問がございましたらお伺いたします。いか

がでしょうか。

(発言する者なし)

○澤木会長 特にご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで臨時委員が審議すべき議案等が終わりましたので、外山委員におかれましては退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは、議第231号「大阪都市計画ごみ焼却場の変更について」の審議に移ってまいりたいと思います。

本議案につきまして幹事から説明を願います。よろしくお願ひします。

○幹事(寺本) それでは、議第231号「大阪都市計画ごみ焼却場の変更について」ご説明させていただきます。

表紙に議第231号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本市では、大阪市一般廃棄物処理基本計画に基づき、持続可能な循環型社会の形成を目指し、ごみの減量、リサイクル施策等に取り組んだ結果、ごみ排出量が減少したことから、大阪市都市計画ごみ焼却場のうち、3号木津川ごみ焼却場、6号森之宮ごみ焼却場、9号港ごみ焼却場及び10号南港ごみ焼却場の4カ所について、都市計画を廃止しようとするものでございます。

次に、廃棄物の分類についてご説明いたします。

廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されております。同法の規定により、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者自らが処理しなければならないとされております。本市が都市計画決定しておりますごみ焼却場は、一般廃棄物を処理する都市施設でございます。

本市では、同法に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定しており、この基本計画では、一般廃棄物の処理量の見込みや排出抑制のための方策に関する事項などを定める必要がございまして、2013年3月に策定した基本計画におきまして、計画目標といたしまして2015年度のごみ処理量を100万トン以下とするとともに、古紙・衣類の分別収集、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止、焼却工場における搬入物の検査指導の強化などに取り組んだ結果、2014年度のごみ処理量は94万トンとなり、目標を1年前倒しして達成することができました。

この基本計画におけます計画目標の達成を受け、今後ともごみの発生抑制や再使用の取り組みを一層進めるとともに、2014年度に94万トンであったごみ処理量を2025年度ま

で10万トン削減し、84万トンへと見直す一般廃棄物処理基本計画を2016年3月に策定したところでございます。なお、2017年度の本市のごみ処理量実績は90万トンとなっております。また、着実にごみ処理量が減量されておるといふ状況でございます。

様々なごみの減量やリサイクル施策に取り組んできました結果、本市のごみ処理量は1991年度の178万トンをピークに減少傾向にございまして、ごみ処理量の減少によってごみ焼却場の処理能力に余裕が生じたことから、安定した処理能力の確保、ごみ焼却場の分散配置、ごみ収集輸送に伴う環境への負荷、管理運営に係るコストなどの視点から、老朽化が進んでいたごみ焼却場を対象といたしまして施設の稼働停止を検討した結果、先ほど申しました3号木津川ごみ焼却場、6号森之宮ごみ焼却場、9号港ごみ焼却場及び10号南港ごみ焼却場の4カ所につきまして、それぞれ稼働を停止してきたところでございます。4カ所のごみ焼却場の稼働停止によりまして、現在は、本市では7カ所のごみ焼却場体制ということになっております。

なお、7カ所のごみ焼却場のうち、11号住之江ごみ焼却場につきましては、設備更新のため現在運転を休止してございまして、他のごみ焼却場につきましても順次設備更新を行ってまいりますことから、本市では6カ所のごみ焼却場を稼働しながら1カ所のごみ焼却場を休止する体制でごみ処理を行っているという状況になってございます。

また、本市では、隣接する八尾市、松原市とともに3市から排出されます一般廃棄物の処理・処分を共同で行います大阪市・八尾市・松原市環境施設組合を設立いたしまして、2015年4月1日より事業を開始してございます。

3市から排出されるごみ処理量予測は、2018年度から2020年度まではおよそ100万トンとなっております。これに、工場のピット火災ですとか設備の突発的な故障などに対応するため10%の余力を確保いたしますと、およそ110万トンの処理能力が必要となっております。これに対しまして、稼働中の6カ所のごみ焼却場につきましては、およそ118万トンの処理能力を確保してございまして、必要処理能力を満たすことを確認してございます。なお、2015年度から2017年度の3市のごみ処理量実績は、いずれも予測値を下回っておるといふ状況でございます。

以上のとおり、ごみ処理量が着実に減量されてございまして、現ごみ焼却場体制においてごみ焼却事業に支障がないことが確認をされましたことから、議案書7ページに記載されております3号木津川ごみ焼却場、6号森之宮ごみ焼却場、また議案書8ページに記載されております9号港ごみ焼却場、10号南港ごみ焼却場の都市計画を廃止しようと

するものでございます。

なお、稼働を停止いたしましたごみ焼却場の跡地につきましては、本市環境局が土地を保有したまま利活用する方向で現在検討中ということでございます。

また、案の縦覧につきましては、平成30年10月26日から11月9日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○澤木会長 ありがとうございます。

ただいま、幹事より説明のありました本議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○澤木会長 特によろしゅうございますでしょうか。

それでは、本議案につきまして表決を確認してまいりたいと思います。

議第231号議案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○澤木会長 ご異議ございませんので、本議案につきましては原案どおり可決いたします。

続きまして、議第232号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」の審議に移ってまいります。

本議案につきましても幹事から説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○幹事(寺本) それでは、議第232号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ご説明申し上げます。

お手元の表紙に議第232号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につきまして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である大阪市長が許可するにあたって大阪市都市計画審議会の議を経る必要がありますことから、本日ご審議をお願いするものでございます。

議案書5ページの位置図及び7ページの説明図にお示ししておりますとおり、本案件は、民間事業者が、此花区梅町二丁目に位置する約2万6,000平方メートルの、現在一部建設残土置き場として使用されている敷地でございますけれども、建築物の解体等で発生しますがれき等をリサイクル可能な資源として破碎する施設として、新たにがれき

類の破砕施設、廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設を設けようとするものでございます。

今回設置いたしますがれき類の破砕施設の処理能力は、1日あたり1,576トンであります。また、廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設の処理能力は、廃プラスチック類の場合は1日あたり69.12トン、木くず又はがれき類の場合は1日あたり326.46トンでございます。これら破砕施設は、前のスクリーンの表の右側に記載しております建築基準法施行令で定めます規模の範囲を超えますことから、建築基準法第51条ただし書きの許可を要するものということになってございます。

次に、本件事業者が同敷地内で計画している事業内容についてご説明申し上げます。

がれき類の破砕施設につきましては、建築物の解体等で発生したがれき類を搬入し破砕され、埋め戻し原料及び再生砕石、再生路盤材として再資源化され売却されるというものでございます。

また、廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設につきましては、建築物の解体等で発生した建設系混合廃棄物を搬入し、手選別した後、木くずについては破砕し、パルプ原料として再資源化され売却されます。廃プラスチック類、がれき類につきましては、破砕し減量化を図った上で、埋立処分場へ搬出されます。

当該敷地の用途地域は、工業専用地域でありまして、大阪港臨港地区の特殊物資港区に指定されており、敷地周辺の土地利用は主に工場や倉庫の用途に供されております。

次に、周辺環境への影響につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続きに基づき、事業者により平成30年5月に生活環境影響調査が行われておりますので、その概要についてご説明いたします。

施設の稼働に伴う粉じんの飛散防止措置といたしまして、主要施設の設備は建屋内に設置し、粉じんが発生すると考えられる箇所は集じん機を設置いたします。また、必要に応じて散水を行うとともに、タイヤの洗浄状況を確認し、不十分な場合は二度洗いを行います。

施設の稼働に伴う騒音及び振動に対する対策といたしましては、設備または重機類は低騒音型の設備を選定するとともに、処理施設は防音効果のある建屋内に設置いたします。

臭気に対する対策といたしましては、主要施設は建屋内に設置することとしております。

廃棄物運搬車両の走行に伴う影響につきましては、交通規則の遵守、アイドリングストップなど適正な運行を実施するとともに、可能な限り高速道路を利用するよう努めてまいります。

このような対策を講じることによりまして、施設の稼働に伴う影響及び運搬車両の走行に伴う影響の全ての項目におきまして基準値を満足しております。

この結果をもちまして、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に基づき、本件事業者が平成30年7月に周辺の方々に対しまして個別に説明を行ってきておりまして、2件の意見書を受け付けてございます。

意見書の要旨については2点ございます。

まず、1点目でございますが、「操業後における粉じんの定期的な測定の継続的な実施について」。2点目につきましては、「土埃などの粉じんの飛散防止措置について」というご意見でございます。

これらの意見に対しまして、事業者が回答しておりまして、1点目に対しましては、生活環境に影響を及ぼさないよう、粉じんの飛散防止に最大限努めるとともに、年2回の自主検査を実施するということでございます。2点目に対しましては、事業実施に際して、場内全域をコンクリート及びアスファルト舗装とし、運搬車両に対するタイヤ洗浄設備の設置や、場内の散水の徹底などによる土埃などの粉じんの飛散防止措置を実施してまいります。現在は、散水車を常駐させておりまして散水するとともに、場内最徐行を徹底しているという状況でございます。今後さらに散水を徹底し、粉じん・土埃の飛散防止により一層努めてまいりますとし、理解を得、手続きを終了しております。

今後とも、事業者に対しましては、事業計画内容の適正な実施及び履行について引き続き指導を行ってまいります。

以上を受けまして、平成30年10月19日に事業者より建築基準法第51条ただし書きの規定による許可の申請がされております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○澤木会長 ただいま、幹事より説明のありました議案につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお伺いいたします。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○澤木会長 ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

それでは、本議案に関しまして表決を確認してまいりたいと思います。

議第232号議案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○澤木会長 ご異議ございませんので、本議案につきましては原案どおり可決いたします。

続きまして、議第233号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」の審議に移ってまいります。

本議案につきまして幹事から説明をお願いいたします。

○幹事(寺本) それでは、続きまして議第233号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ご説明申し上げます。

本案件も先ほどの議案第232号と同様に、建築基準法第51条ただし書きの規定により、許可を得るにあたりまして本審議会でご審議をお願いするものでございます。

お手元の表紙に議第233号と記載しております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

議案書5ページの位置図及び7ページの説明図にお示ししておりますとおり、本案件は、民間事業者が大正区南恩加島五丁目に位置する約8,400平方メートルの敷地に、回収した使用済みの自動車をリサイクル可能な資源に選別する施設として、廃プラスチック類の破碎施設を設けようとするものでございます。

今回設置する廃プラスチック類の破碎施設の処理能力は、1日あたり14.4トンであります。

当該破碎施設は、前のスクリーンにもあります表に記載しておりますとおり、建築基準法施行令で定めます規模の範囲を超えますことから、建築基準法第51条ただし書きの許可を要するものでございます。

次に、本件事業者が同敷地内で計画している事業内容についてご説明申し上げます。

当該施設につきましては、使用済みの自動車を搬入し解体を行い、バッテリー、エンジン、タイヤなどの回収部品及び各種オイルなどにつきましては有価物として売却し、エアバッグ及びフロンガスについては、自動車リサイクル法に基づく処理を行います。次に、各種部品等を取り除いた残りの部分につきましては、破碎処理などを経て、製鉄の原料などとして再生資源化され搬出されます。また、廃プラスチック類が含まれます自動車破碎残渣につきましては、最終処分のため搬出されることとなっております。

当該施設の用途地域は工業専用地域であり、また大阪港臨港地区の工業港区に指定され、敷地周辺の土地利用は主に工場や倉庫などの用途に供されております。

次に、周辺環境への影響につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続きに基づき、事業者により平成29年9月から12月に生活環境影響調査が行われておりますので、その概要についてご説明させていただきます。

施設の稼働に伴う粉じんの飛散防止対策といたしましては、破碎処理は施設を密閉した状態で行うとともに、受け入れした廃棄物、破碎後の自動車破碎残渣は建屋内にて保管し、かつ散水を行います。施設の稼働に伴う騒音、振動に対する対策といたしまして、破碎機は低騒音型を使用するとともに、建屋内の強固な基礎に固定をし、破碎処理は密閉した状態で行うこととしております。運搬車両の走行に伴う影響につきましては、搬出入を午前9時から午後6時に行うとともに、道路交通法の遵守について指導を行い、適正な運行の実施をいたします。

このような対策を講じることによりまして、施設の稼働に伴う影響及び運搬車両の走行に伴う影響の全ての項目におきまして基準値を満足しております。

この結果をもちまして、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に基づき、本件事業者が平成30年6月に周辺の方々に対して個別に説明を行っており、計画内容について理解が得られております。

今後とも事業者に対しましては、事業計画内容の適正な実施及び履行について引き続き指導を行ってまいります。

以上を受けまして、平成30年10月26日に事業者により、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可の申請がされております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○澤木会長 ありがとうございます。

ただいま、幹事より説明のありました議案第233号につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○澤木会長 よろしいでしょうか。ご意見、ご質問ないようですので、表決を確認してまいります。

議第233号議案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○澤木会長 ご異議がございませんので、本議案につきましては原案どおり可決いたします。

これをもちまして、本日の議案に関する審議は終了いたしました。

本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続きを行わせてます。

引き続きまして、報告案件のほうを受けてまいりたいと思います。

報告案件、大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案、「東部大阪都市計画道路の変更及び東部大阪都市計画高速道路鉄道の変更」につきまして幹事から報告をお願いします。

○幹事（西江） それでは、大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案でございます東部大阪都市計画道路9・7・223-1号大阪モノレール専用道の変更及び東部大阪都市計画都市高速鉄道223-2号大阪モノレールの変更につきましてご報告申し上げます。

本件につきましては、大阪府知事が都市計画決定するもので、大阪府都市計画審議会にて審議されるものですが、その区域が大阪市域にかかっておりますことから、事前に本審議会にご報告するものでございます。

前のスクリーンをご覧ください。

本件は、大阪モノレールの延伸事業に係る都市計画の変更でございます。モノレールの区域設定の考え方につきましては、車両が通行する構造物部分を道路として、また車両の通行空間を都市高速鉄道として同じ幅の区域を定めるものとしております。

大阪モノレールでございますが、現在大阪空港駅から門真市駅までと、万博記念公園駅から彩都西駅までの支線にて構成されております。

延伸事業につきましては、緑の矢印でお示ししております門真市駅から（仮称）瓜生堂駅までの約8.8キロメートルを南に延伸し、4駅を新たに設置する計画としております。この約8.8キロメートルの延伸区間でございますが、都市計画の案としては二つの区間に分かれております。このうち門真市側につきましては、黒い色の線で示された既存の都市計画の終点を約3.8キロメートル延伸する変更を行います。また、東大阪市側は約5キロメートルを新規で都市計画決定いたします。

大阪市域における計画区域は、門真市側の約3.8キロメートル延伸する変更区間に位置してありまして、大阪市鶴見区の3カ所、約1.2キロメートルの区間が対象となっております。

本市に関係する追加区間につきましては、大部分が東部大阪都市計画の区域でありますことなどから、大阪府が東部大阪都市計画として定めようとする計画となっております。

次に、お手元資料の7ページをご覧ください。

大阪市域にかかる部分でございますが、赤色で塗り潰している部分が大阪市内での追加区間を示しております。鶴見区焼野三丁目、茨田大宮二丁目、安田二丁目の3カ所において、冒頭申し上げました区域設定の考え方にに基づき、大阪中央環状線の道路の区域内にモノレールの都市計画の区域として7.6メートルの幅員を設定しようとするものでございます。

なお、大阪市内の3区間の区域の詳細につきましては、お手元資料の9ページから13ページにお示ししております。

続きまして、前のスクリーンをご覧ください。

こちらは、大阪市域内における導入空間のイメージでございます。

このスライドは、大阪中央環状線の概ね東側半分を示しております。高速道路の近畿自動車道と中央環状線の本線の間、未利用空間内に都市計画の区域を追加しようとするものでございます。

なお、大阪府がこの変更案につきまして11月14日から11月28日まで縦覧を実施いたしましたところ、本件に関する意見書の提出はありませんでした。

この大阪モノレールの延伸に係る都市計画の変更は、今年度中をめどに大阪府都市計画審議会で審議される予定となっております。

ご報告は以上でございます。

○澤木会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問がありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○澤木会長 特にご質問ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○澤木会長 特にご質問がないようですので、これでただいまの報告については終了いたします。

それでは、本日より予定しております議題全て終了いたしましたので、これにて本審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時45分

大阪市都市計画審議会委員 井上典子 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 徳田 勝 ⑩